

## 第 40 回世界遺産委員会決議への対応

### 1 第 40 回世界遺産委員会審議の概要（主な発言は次ページ）

- ・ 地元自治体と連携し、専門家や地域コミュニティの参画を得て策定した保全・管理計画は、他の世界遺産の模範となるなど高い評価を得た。
- ・ ポーランドから優良事例として委員会において共有してほしいとの要請があり、2019 年の第 43 回世界遺産委員会で審査を行うよう決議案の一部が修正された。

### 2 世界遺産委員会からの要請等

- ・ 締約国、世界遺産センター、諮問機関に対し、富士山での実践を類似の課題に直面している他の広大な文化的景観（の事例）とも共有する機会を見つけるよう奨励する。
- ・ 2018 年 12 月 1 日までに実施状況等に関する最新の報告書を世界遺産センターに提出するよう要請する。

### 3 今後の対応

- ・ 富士山世界文化遺産協議会のHPの充実を図り、富士山での実践を積極的に発信する。
- ・ 「世界遺産条約履行のための作業指針」に定められた様式（SOC レポート）に加え、各種戦略の実施状況を記載した全文を作成する。
- ・ 全文には、戦略ごとに、①戦略の概要、②2016 年 2 月 1 日以降に発生した課題と対応状況、③「5 対策」及び「参考資料（取組事例）」に記載した中長期的な取組の実施状況を記載する。
- ・ 取組実施状況の工程の区分は、実施済（～2015 年）、短期（2016 年～2018 年）、中期（～2020 年）、長期（2021 年以降）とする。

## <参考>

### 1 第40回世界遺産委員会審議における主な発言

#### (1) イコモス

- ・ 締約国はイコモスの要請を完全に理解し、詳細なヴィジョンのほか、広範囲に及ぶ驚くべき報告書を提出してくれた。
- ・ 今まで皆さんにやっていただいた努力を引き続き行っていただき、より良い保全状況を保っていただきたい。

#### (2) 委員国 (21カ国の委員国のうち、4カ国から以下のとおり発言があった)

##### ア ポルトガル

- ・ 提出された保全状況報告書は、管理体制作りへの準備と施行について詳述された、際立って素晴らしい、他の世界遺産の模範となるべきものである。
- ・ 更にそのプロセスにおいて、地域コミュニティを巻き込むことが形作られており、全ての世界遺産が見習うべきである。

##### イ ポーランド

- ・ 緩衝地帯及び25の構成資産を包含する管理計画の策定を歓迎する。
- ・ 地域コミュニティの参画など広く共有すべき優良事例であり、諮問機関に対して提出するだけでなく、2019年の第43回世界遺産委員会において共有することを明確にするよう、決議案の修正を提案する。

##### ウ ジャマイカ

- ・ 2013年の登録以来、実施してきた作業について日本を讃えたい。
- ・ 今回提出された報告書には、信仰の対象と芸術の源泉としての山という思想に基づく、詳細なヴィジョンについて記載されている。

##### エ トルコ

- ・ 実行中の作業が模範的であるとする世界遺産センターと諮問機関の意見に賛同する。
- ・ 資産管理が保全だけではなく文化的価値と社会的責任を強化し、それらに新たな価値を付与した類い希なる事例である。
- ・ カップドキアなど広大な文化的景観の資産が抱える保全管理上の課題の解決にも重要な模範例になるので、この経験を共有してほしい。